

岐阜市立本荘小学校いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

いじめに関する基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、絶対に許さない」
- ・「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
- ・「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

学校としての構え 【子ども達への4つの約束】

- ① どの子どもも全力で応援します。
- ② いつでもどんな相談も聞きます。
- ③ 仲間に悲しい思いをさせる子は、**みんな**で指導します。
- ④ 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かいます。

いじめの未然防止のための取組

- ① 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導等）
- ② 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備・**掲示**）
- ③ 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）
- ④ 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

いじめの早期発見・早期対応

- ① いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成
- ② アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実
- ③ いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底
- ④ 教育相談の充実
- ⑤ 教職員の研修の充実
- ⑥ 保護者・地域との連携
- ⑦ 関係機関との連携

詳しくは、学校のホームページに載せてあります。

いじめに対する対応

- ① いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告する。
- ② 直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ③ いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら指導に当たる。
- ④ 関係機関へ連絡する。
- ⑤ いじめを受けた側の児童のケアを行う。
- ⑥ いじめた側の児童への指導を行う。
- ⑦ 保護者への報告と指導について協力を依頼する。
- ⑧ 校長によるいじめを受けた側への心に寄り添う声かけ、いじめをした側への生き方に関わる指導を行う。
- ⑨ 3か月間は校長やいじめ対策監が声をかける等経過の見守りと継続的な支援を行う。

いじめ防止等対策推進会議の設置

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、「学校いじめ防止対策推進会議」を設置する。

校長以下学校職員、学校運営協議会委員ほか